

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	3
委員会審査報告書	4
第2 認定第1号 令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について	4
第3 認定第2号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5
第4 認定第3号 令和4年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6
第5 認定第4号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ..	6
第6 認定第5号 令和4年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	7
第7 認定第6号 令和4年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	7
第8 認定第7号 令和4年度利府町下水道事業会計決算の認定について	7
第9 一般質問	8
浅川 紀明 議員	8
1 利便性ある公共交通充実施策の一つとして、当局が実証運行を予定しているM o b i について	
2 高齢者が抱える諸問題について、町長自ら直接住民の声を聴くため懇話会の場を設け ることについて	
高久 時男 議員	18
1 ゼロカーボンシティ宣言の町として今後の取り組みについて	
2 行政情報の周知方法について	
小淵 洋一郎 議員	32
1 利府町議会議員選挙の改善について	
2 本町の産後ケア事業について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和5年9月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（16名）

1番	郷右近 佑 悟 君	2番	阿 部 彦 忠 君
3番	須 田 聡 宏 君	4番	高 木 綾 子 君
5番	皆 川 祐 治 君	6番	鈴 木 晴 子 君
7番	金 萬 文 雄 君	8番	土 村 秀 俊 君
9番	浅 川 紀 明 君	10番	今 野 隆 之 君
11番	小 渕 洋一郎 君	12番	高 久 時 男 君
13番	伊 藤 司 君	14番	羽 川 喜 富 君
15番	永 野 涉 君	16番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
総務部総務課長 兼選挙管理委員会事務局長	村 田 晃 君
企 画 部 長	鎌 田 功 紀 君
町民生活部生活環境課長	千 葉 友 弥 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
都 市 開 発 部 長	郷右近 啓 一 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	後 藤 仁 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	郷 家 洋 悦 君
議 事 係 長	姉 崎 裕 子 君
主 査	高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第3日）

令和5年10月3日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 認定第1号 令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 3 認定第2号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 4 認定第3号 令和4年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 5 認定第4号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 6 認定第5号 令和4年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 7 認定第6号 令和4年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 第 8 認定第7号 令和4年度利府町下水道事業会計決算の認定について
 - 第 9 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和5年9月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、8番 土村秀俊君、9番 浅川紀明君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 認定第1号 令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 令和4年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 令和4年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 令和4年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第8 認定第7号 令和4年度利府町下水道事業会計決算の認定について

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、認定第1号令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、認定第7号令和4年度利府町下水道事業会計決算の認定についてまで、議事の都合上、一括議題とします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（永野 渉君）

令和5年10月3日

利府町議会議長 鈴木忠美殿

決算審査特別委員会

委員長 永野 渉

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、利府町議会会議規則第72条の規定により報告します。

認定第1号 令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第2号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第3号 令和4年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第4号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第5号 令和4年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第6号 令和4年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定すべきもの。

認定第7号 令和4年度利府町下水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。

以上であります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を省略し、直ちに案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、認定第1号令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。7番 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 認定第1号令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対いたします。

討論については、先ほど決算審査特別委員会で述べましたので省略いたします。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 次に賛成討論。14番 羽川喜富君。

○14番（羽川喜富君） 認定第1号令和4年度利府町一般会計歳入歳出の決算について、賛成の立場でお話します。

○議長（鈴木忠美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第1号令和4年度利府町一般会計歳入歳出決算の認定について採決をします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木忠美君） 起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 認定第2号令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対いたします。

討論については、先ほど決算審査特別委員会で述べましたので省略いたします。

○議長（鈴木忠美君） 次に賛成討論。10番 今野隆之君。

○10番（今野隆之君） 認定第2号令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成いたします。

討論については、決算審査特別委員会で述べましたので省略いたします。以上です。

○議長（鈴木忠美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第2号令和4年度利府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。本案は委員長報告のとおり認定するこ

とに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木忠美君） 起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号令和4年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第3号令和4年度利府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第4号令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号令和4年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第5号令和4年度利府町町営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について採決をします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号令和4年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第6号令和4年度利府町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決をします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号令和4年度利府町下水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより認定第7号令和4年度利府町下水道事業会計決算の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩します。再開は10時20分とします。

午前10時12分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは7名であります。通告順に発言を許します。

9番 浅川紀明君の一般質問の発言を許します。浅川紀明君。

〔9番 浅川紀明君 登壇〕

○9番（浅川紀明君） おはようございます。新人議員の浅川紀明です。

私は、自分自身をみなし初段議員であると考えております。みなし初段という言葉は、陸上自衛隊で推奨されている武道に銃剣道というものがあり、その段位審査で、実力はまだまだ初段には及ばないけれども、将来の成長、本人の今後の努力、伸展性などを期待して、初段の実力があるとみなして初段というふうに認定するものです。しばしば当選1回目の議員は1年生議員と言われますが、私は、残念ながら1年生という言葉が似つかわしくない年齢ですので、1年生議員ではなく、また、実力的にもみなし初段議員であると思っております。早く真の実力を身につけるべく努力してまいりたいと思います。

さて、本題に入ります。

ただし、何分みなし初段でありますので、かつ、初めての一般質問であります。つたない点もあるかと思いますが御容赦いただきたいと思っております。

本日は、高齢者の方が買物や病院に行くための移動手段の確保、いわゆる足の問題につい

て伺います。

特に、私の住んでいるしらかし台のような町の中心部から離れた郊外型団地、言わば町の外縁部地域に住んでいる高齢者の方々にとって、買物に行きたくても近くに適当なお店がない、行きたいお店までは遠い、免許がないから、車がないからといってバスで行こうにもバス停までは遠い、そのバス便の便が悪い、目的地近傍のバス停で降りた後も目的地までは遠いなど、買物に関わる不便さを訴える方が多数おられます。買物だけでなく、病院に行こうとする場合も同様の不便さがあります。こうした問題は、しらかし台だけでなく、その程度に多少の差はあれ、郊外地域共通の問題だと思います。見方を変えると、町中心部、交通インフラなどが整った町中心部と郊外地域の生活環境格差の問題とも言えます。

先般、新人議員研修の中で、企画部秘書政策課の方から利府町総合計画のブリーフィングを頂きました。これですね。10年という中長期的スパンで具体的な目標を定め、豊かな利府町の未来を築くために着実に計画を推進していることに大変感銘を受けました。また、その総合計画の分野別計画で、政策その1、快適で暮らしやすい生活環境づくりがあり、また、その具体的な施策として、利便性ある公共交通の充実が目標として掲げられております。さらに言えば、総合計画を受けて作成された令和5年度実施計画書、3か年計画の令和5年から7年度までの実施事項を規定した実施計画書、これには、需要と特性に即した公共交通網の形成など3項目が記載されています。

しかし、その具体的な中身を見てみると、町民バスの運行事業及び民間バス、これはミヤコーバスですね、民間バス運行支援事業の継続、改善が主なもので、郊外地域に住んでいる足腰の弱い高齢者の皆さんに必要な、より利便性の高い新たな公共交通システムの整備については触れていませんでしたので、全体として、これらの計画を見る限りにおいて全体として感銘を受ける一方、少しがっかりしたところでした。

しかし、その後、7月3日の議員全員協議会で、これは私が議員になる前のことですが、7月3日の議員全員協議会で、当局から、新たな公共交通システムとしてm o b iの導入を検討している旨説明があり、そのための補正予算を8月1日の臨時議会で決定したということを議会だより6月号で知りました。また、本定例会冒頭の町長による行政報告で、m o b iの実証運行11月開始が報告されるとともに、広報りふ10月号、これですね、広報りふ10月号でm o b iの概要が掲載されました。

私は、m o b iの導入検討、実証運行は大変素晴らしいことだと思います。しかし、未来

のまちづくりのためのマスタープランというべき町の総合計画及びその下部計画に記載がなく、かつ、6月の議会の定例会にも議案として提示されなかったことが7月の議員全員協議会で説明されるなど、急遽決まったことのように見受けられます。その辺の事情、経緯について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 浅川さん、続けてやってください。続けて。

○9番（浅川紀明君） 続けてよろしいんですか。

○議長（鈴木忠美君） 続けてやってください。

○9番（浅川紀明君） 先ほども申し上げましたように、m o b i は素晴らしいシステムだと思います。まだ実際に使っていないので具体的な評価はできませんが、間違いなく使い勝手のよいものであろうと思います。

ところで、m o b i の導入検討に当たっては、既に県内外の複数の市町村で導入しているデマンドタクシーも検討対象として俎上に上がったことと思います。他市町村のデマンドタクシーは制度設計が少しずつ異なっているので、m o b i との単純な比較は難しいかと思いますが、デマンドタクシーとm o b i との比較において、その違いをどのように認識し、どのような利点を重視して最終的にm o b i 導入に至ったのかということについて伺います。

これから細部ですけれども、m o b i の細部ですけれども、議会だより6月号と広報りふ10月号に掲載されたm o b i の概要を基に細部質問します。8月1日のm o b i の補正予算審議の内容と一部重複する点もありますが、広報りふ10月号により、これにより町民の皆様の関心が大変高まっておりますので、重複をいとわず質問します。

細部の1点目は、m o b i のエリア設定について。

広報りふ10月号には、実証運行の適用地域が図柄と地区名で明示されておりました。このエリア設定の考え方について伺います。

細部の2つ目は、m o b i の導入目的について伺います。

先ほど申し上げた広報りふ10月号には、m o b i 導入の目的は3つ記載されておりました。すなわち外出機会の創出、2つ目、運転免許返納者対策、これは運転免許を最初から持っていない人も含めてということだと思いますが、3つ目、高齢者、障害者、子育て世帯など、多くの住民の移動しやすい環境の実現、この3つが記載されておりました。この認識でよろしいでしょうか。

次に、推進協議会のメンバーについて。

プロジェクト推進協議会を設立し、異業種の業者間との連携を図りながら進めていくとのことですが、そのメンバーは具体的にどなたでしょうか。8月1日の補正予算審議では、当局の答弁として、公共交通に詳しい大学の先生、交通事業者、商業施設関係者、観光関係、金融、農業、医療などの委員23名、アドバイザー3名という説明でありました。要するに、関係する多方面から委員を選ぶという考え方が示されました。

では、具体的にどのような方が現在委員となっておりますでしょうか。

また、そのメンバーは既に公開されているのでしょうか。

また、メンバーには、ユーザーの代表者として住民の代表者または議員の代表者、例えば、総務企画常任委員会のメンバー委員などは入る余地はないのでしょうか。もし入らないとすれば、その理由も含めお聞かせいただきたいと思います。

次に、実証運行の期間について。

11月からいつまでと予定されておりますでしょうか。

次に、11月実証運行開始に向けての広報、PRですね、広報について伺います。

11月スタートという、町民の皆様に周知して、サブスク会員の選考登録など、早くしていかなければ円滑なスタートが切れないのではないかと危惧します。また、期間内に有効なデータが十分得られないのではないかと危惧しております。特に試行エリアだけでなく、全住民への周知、特に町内会長などへの先行的な周知が必要と考えます。今後の広報要領、周知要領について伺います。

m o b i 関連の最後の質問ですが、実証運行が終わると本格運行ということになるかと思えます。メリット・デメリット、費用対効果などを総合的に検討し、今回の実証運行から外れた地域も含め、ぜひ本格運行してほしいと考えますが、場合によっては現行の公共交通システムのみ体制、すなわち町民バス、ミヤコーバスだけの体制に戻るということもあり得るのか、お考えを伺います。

m o b i 関連の質問は以上です。

最後の質問、私は、本日、高齢者の移動手段の確保ということでm o b i に関する質問をしまりました。

町長御自身で、生活に不便な郊外の大規模団地の代表者から直接話を聞くための懇談の場を設ける御意思があるかということについて、最後の質問として伺います。

本来、町民の皆様の声を伺うのは議員の役割であると認識しておりますが、町長御自身で

も、郊外の大規模団地の代表者と、特に、しらかし台には新出安政さんという、御自身は大変お元気ですけれども、高齢者の様々な問題を真剣に考え、その解決を図る努力をされている方もおられますので、そうした方も含めて、高齢者に関わる様々な問題、特に、買物や病院に行くにも苦労しているといった生の声を聞くとともに、町長からm o b iの導入についても発信していただき、安心していただくための懇談の場を設けてはどうかと考えますが、町長のお考えを伺います。以上です。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局答弁願います。

1、利便性のある公共交通充実施策の一つとして、当局が実証運行を予定しているm o b iについて、2つ目、高齢者が抱える諸問題について、町長自ら直接住民の声を聴くための懇談の場を設けることについて、この2点について、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 浅川紀明議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目の利便性ある公共交通充実施策の一つとして、当局が実証運行を予定しているm o b iについてお答え申し上げます。

まず、（1）のm o b iの導入経緯等についてでございますが、利府町総合計画の柱の一つに掲げる快適な都市空間づくりを推進するに当たり、総合交通対策は町の最重要課題であると認識しているところであります。

現在、令和6年度からの利府町地域公共交通計画の策定を進めており、昨年度は、町民の皆様を対象とした公共交通に対するアンケートの実施や地域に出向いてのワークショップを開催し、様々な意見や要望を把握したところです。また、新計画に町民の皆様の声を反映できるように関係機関で構成する利府町地域公共交通会議において様々な検討を進めている中、大きく課題として挙げられているのが、車以外の移動手段が不足していることなどの理由から高齢化への不安を持つ町民が多いということでもあります。

現在、本町ではJ Rや路線バス、町民バス、タクシーによる交通網が形成されておりますが、それ以外のデマンド交通についても検討が必要であることから調査研究を進めてまいりました。そうした中、今年の6月までに申請可能な国土交通省の共創モデル補助金の活用によるm o b i導入の実証実験が要望できることを把握したため、この機会を逃すことで実証実験が1年後になることから、本町として率先して実証実験に取り組むことを決断いたしました。

次に、（2）のデマンドタクシーとm o b iの違いについてでございますが、高齢化が進

む中、免許返納後は車以外の移動手段が限られ、病院や買物に行くにも自宅から路線バスや町民バスのバス停まで遠いことや、さらにはバス停まで歩くことが困難であることなどから、ドア・ツー・ドアの新たな交通システムを求める声が明確となりました。m o b i は、従来の事前予約制デマンド交通とは違い、半径2キロメートルのエリア内に200ポイント以上の乗降場所を設置し、行きたいときに行きたい場所に低価格で移動ができる相乗りAIオンデマンドサービスであり、本町が抱える課題を包括的に解決できる交通システムになると考えております。

次に、（3）の議会だより6月号に掲載されたm o b i の概要についてでございますが、①から③までは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

m o b i は、人口カバー率と人流データを考慮し、半径2キロメートルのエリアを対象とするAIシステムであり、実証運行する範囲については、町内で諸条件に合致する利府町総合体育館を中心とした当該エリアを設定しております。これにより、高齢化が進み、坂道の多い団地の利便性向上を図るとともに、免許返納対策にも寄与するものと考えております。

次に、④の推進協議会のメンバーについてでございますが、国土交通省の共創モデル事業であることから、株式会社ミヤコーバス、宮城交通株式会社などの交通分野をはじめ、イオンモール新利府南館と北館、みやぎ生協利府店の商業分野、仙塩利府病院の医療分野などの地元企業や地域の老人クラブ、子育て代表で構成し、それぞれの事業者との共創により外出機会の創出と地域の活性化を目指すものとなっております。

次に、⑤から⑦までの実証運行期間と広報についてでございますが、関連がありますので一括してお答え申し上げます。

実証運行期間は、来月から来年の3月末までの運行を予定しており、既に9月22日に配付した広報りふ10月号へ掲載し、町民の皆様に周知したところであります。今後はm o b i の利用範囲や登録方法などについて町のホームページや戸別のチラシ配付等で周知するとともに、役場やイオンモールなどを会場とした個別説明会等を実施し、広くプロモーションしてまいります。また、今回は実証運行となりますので、登録者数や利用者数、利用者の満足度や外出機会の傾向等について調査し、利府町の新たな公共交通体系に必要な新公共交通システムとなり得るか十分に見極めながら、慎重に分析を進めてまいります。

今後も、町民の皆様の快適な暮らしのためには、JRをはじめ、路線バスや町民バス、タクシーなど、様々な交通手段が必要であり、今回の最新のデマンド交通であるm o b i と併

せて、町内のそれぞれの交通機関が役割を分担しながら、利府町独自の公共交通網の形成を図ってまいります。

次に、第2点目の高齢者が抱える諸問題について、町長自ら直接住民の声を聴くための懇談の場を設けることについてお答え申し上げます。

町民の皆様と町長との懇談の場につきましては、昨年度において町民会議を1度開催し、町民の皆様から様々な提言やアイデアをお聞きし、今後のまちづくりについて話し合いを行ったほか、参加対象を絞った座談会を8回開催したところであります。

いずれも私自らが出席し、年代や職種の違う町民の皆様や町内の事業所で勤務されている方々から様々な御意見や御提案をいただいております。

このほかにも町内会からの要望をいただくとともに、広聴事業として、電子メールやお手紙で受け付ける「私の考えるリフの未来」という町への提案事業を実施するなど、多くの町民の皆様の御意見をいただく機会を設けているところであります。

今後も町民の声を町政に反映できるよう、こうした座談会等を開催してまいりたいと考えております。

また、議員御質問の公共交通や団地の高齢化についての御意見につきましては、m o b i プロジェクト推進事業をはじめ、現在の施策に取り入れながら事業を進めているところであります。

なお、m o b i の導入に当たりましては、先ほど議員に答弁しておりますが、今月からアプリ等の町民向け説明会を実施する予定としておりますので、今後も、多くの皆様に御利用いただけるよう丁寧な説明を行ってまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今、答弁いただいた中で、幾つか私の問いから漏れている点がありましたので、もう一度お尋ねします。

私の聞き漏らしかもしれませんが、1つ目は、m o b i の導入目的について。

私は、広報りふ10月号に3点目的が記載されていたということで具体的に提示しつつ、その導入目的、これでいいかということでお伺いしました。その点、目的についても一度お願いします。

それから、推進協議会のメンバーについて答弁ありましたが、そのメンバーは既に具体的にお名前まで公開されているのか。また、ユーザーの代表者などは入る余地はないのか……。

○議長（鈴木忠美君） 浅川議員、一問一答でお願いします。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。では、目的について。

○議長（鈴木忠美君） では、今の質問のやつは。生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えさせていただきます。

まず、1点目というか、目的についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり、まず大きく3点ございまして、1つ目が外出機会の創出、2つ目が免許返納対策、3つ目が高齢者や障害者、子育て世帯など皆さんが移動しやすい環境の実現ということを目的にしております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川議員。

○9番（浅川紀明君） それでは、その目的を前提として、今後の実証運行から得られる様々なデータの分析あるいは本格運行に至る過程において、どのように制度設計をしたらいいかと、そういうような場面においても、その目的達成ができるかどうかという観点が極めて重要な尺度となると思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

まず、こちら、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、11月からの実証実験ということで実施させていただきます。もちろん、その実証実験の結果、もちろん、データとかも含めて、そういったものを分析しながら今後いろいろ検討を進めていきたいと思っております。それによって、その目的という部分を達成できるか否かというところも併せて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか、浅川議員。浅川議員。

○9番（浅川紀明君） 推進協議会のメンバーについて、先ほど町長から概要は答弁いただきました。先ほどの当初の私の質問で、メンバーは具体的にどなたなのか、公開されているのか、そのメンバーにユーザーの代表者等の参加は可能なのか、不可能とすればその理由はいかがでしょうかということを質問しました。答弁をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

まず、メンバーについてでございますけれども、先ほど町長答弁させていただいた以外に、観光部門としては観光協会、金融部門として七十七銀行さんですとか、あとは農業分野とし

ましての仙台農業協同組合の方々にも参加いただいております。

あと、ユーザーの代表ということなんですけれども、子育て分野というところで菅谷台保育所保護者会、あとは、教育分野としまして利府町PTA連合会のほうからも代表としてメンバーに参加いただいております。

あと、公表の部分なんですけれども、第1回目のこちらの協議会のほうが9月12日に開催しております。ちょうど半月前ぐらいですかね。あと今月の12日にも第2回目の協議会の開催を予定しております。実際、その公開についてでございますけれども、ちょっと名前のほうまでというところではまだ公開はしておりませんが、こちらの協議会につきましては、もちろん、クローズドの協議会でもないのございますので、ホームページ等々で公表等はしていきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） m o b i の導入目的の一つに免許返納者対策、高齢になって免許返納した、あるいは、そもそも最初から免許持っていないという方への対応ということがありました。という、ユーザーの代表者としてそういった方も、高齢者の方ですね、免許を持っていない方もメンバーに加わっていただいて、幅広く御意見を聴取することも大事なのではないかと考えますが、御検討いただきたいと思っております。答弁していただけますか。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） 大変失礼しました。

高齢者というか、利府町老人クラブ連合会の方、あとは社会福祉協議会、そちらからもメンバーのほうには御参加いただいております。すみません、漏れました。大変失礼しました。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 実証期間のことで再質問します。

11月から始めて3月ということで伺ったように記憶していますが、5か月。

ちなみに、実証運行で既に先行している秋田県大館市では、昨年10月から実証運行が開始されて、当初2月までの予定だったところ、ずっと延長し、現在も実証運行をやっております。秋田県大館市の担当部署に伺ったところでは、今年度いっぱい、すなわち去年の10月から始めて1年半かけて実証運行を継続すると。多分、その理由は、有意なデータが得られなかったのではないかと推測するんですけれども、利府町においても実証運行の期間を延長する必要性が生ずるといったこともお考えでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

まず、実証運行が11月から3月まで、議員御承知のとおりでございますけれども、まず、そちらの実証運行をしまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、乗降の利用客数ですとか、あとは、ほかの公共交通への影響、そういったものも考えられますので、そういった各種データを分析した上で、まずは3月まで実証実験をさせていただくと。その後に、今お話しさせていただいたそのデータ等々を含め、十分な検証というんですか、そちらも含めて検討しながら、あとは、地域公共交通会議というものを持っていますので、そちらの委員の皆様御意見等も頂戴しながら、その延長という部分について、4月以降となるんですか、そちらの部分につきましては慎重に検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 要は、実証運行の延長もあり得るといふ御認識ですね。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） 繰り返しになりますが、まず3月までの実証運行をさせていただいて、そちらのデータを分析、検討した上で、その延長の部分についても検討していきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） m o b i 関連の最後の質問のところでも申し上げた、実証運行の後に本格運行に多分至るんだらうと思うんですが、場合によっては、m o b i の費用対効果などから勘案してm o b i の導入を断念。結局、現行のミヤコーバスと町民バスだけの体制に戻ることもあり得ますかということをお伺いしましたが、再度御答弁をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

何度も繰り返しで恐縮なんですけれども、まずは3月までの実証運行をさせていただいて、そちらのデータを分析した上での本格運行であったり、延長であったり、あとは既存の公共交通の在り方、そういったものも併せて検討していきたいと思っております。ですので、延長ありきということでもないですし、実証運行ありきということでもないという旨を御理解いただければと思います。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（鈴木忠美君） 浅川議員。

○9番（浅川紀明君） 結構です。

○議長（鈴木忠美君） 以上ですか。

○9番（浅川紀明君） はい。

○議長（鈴木忠美君） 以上で浅川紀明君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時とします。

午前10時51分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔12番 高久時男君 登壇〕

○12番（高久時男君） 12番 高久時男でございます。

今回、質問は2点出しております。新人の議員の皆さんの見本になるような質問をしたいなと思っておりますけれども、ちょっと無理かな。

それでは、始めます。

1番、ゼロカーボンシティ宣言の町として、今後の町の取組をお聞きします。

利府町は、令和4年10月に、2050年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言いたしました。宣言に基づき、町は、省エネ家電製品の買換えを促すため補助金を支給しておりますが、それだけではこの壮大な目標は達成できないと考えております。

そこで伺います。

1、省エネ家電製品買換え促進補助金は続けていくのでしょうか。

2、地中熱を利用した省エネ策を推進すべきと考えますが、町の考えはどうでしょうか。

3、省エネ家電、地中熱利用以外で町が今現在考えているゼロカーボンシティへの取組がほかにあれば伺いたいと思います。

大きな2番です。

行政情報の周知方法について。

昨年6月定例会で、町民に周知する行政文書の量的な軽減策や配付方法について質問いたしました。前向きな答弁ではありましたが、その後の経過について伺いたいと思います。

1、文書の取捨選択を行い削減は進んでいるのでしょうか。

2、配布方法で専門業者への委託を提言しておりますが調査は進んでおりますでしょうか。

3、テレビのデジタル放送を利用した周知方法は考えておられないでしょうか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局答弁願います。

1のゼロカーボンシティ宣言の町としての今後の取組について、2、行政情報の周知方法について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 12番 高久時男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目のゼロカーボンシティ宣言の町として今後の取組についてお答え申し上げます。

まず、（1）の省エネ家電製品買換促進補助金についてでございますが、昨年の12月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、さらに、今年5月にはみやぎ環境交付金をそれぞれ活用し、町独自の省エネ推進事業として家電製品の買換え促進事業を実施したものです。

また、今月には、再度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら同様の補助事業を実施することとしており、本町として、ゼロカーボンシティ促進のため、買換えを後押ししながら二酸化炭素排出量削減の取組を進めているところであります。

今後の事業実施については、国の補助メニューを参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、（2）の地中熱を利用した省エネ策についてでございますが、本町では、国の補助事業を活用し、リフノス整備において地中熱を利用した空調システムを導入しており、二酸化炭素排出量削減の方策としては大変有効な手法であると認識しております。

しかしながら、個人の住宅で導入する場合には、施設や設備の整備、費用対効果等、様々な課題があるものと認識しておりますので、引き続きの調査研究が必要であると考えております。

次に、（3）の町が考えているゼロカーボンシティの取組についてでございますが、議員御指摘のとおり、脱炭素社会の実現は壮大な目標であると認識しており、行政のみならず、町民の皆様もろもろのこと、町内に立地している事業者の皆様の御協力が必要不可欠であると考えております。

現在、本町では、公共施設における太陽光発電の導入やLED照明への切替えのほか、次世

代自動車の普及拡大などに取り組むとともに、さらには、町内全域での防犯灯や街路灯のLED化を実施したところです。

一方で、町民の皆様や事業者の皆様にはごみの分別・リサイクルの推進やより省エネ効率の高い製品の使用、移動手段として自転車や公共交通機関の選択などの環境配慮行動に取り組んでいただけるよう、ゼロカーボンシティの目標達成に必要な啓発に力を入れてまいりたいと考えております。

また、現在策定中の利府町地球温暖化実行計画の区域施策編において、将来ビジョンや脱炭素シナリオを検討しているところで、計画においても、町、町民、事業者が取り組むべき内容を盛り込むなど、町全体での二酸化炭素排出量を削減し、ゼロカーボンシティの実現を目指していきたいと考えております。

次に、第2点目の行政情報の周知方法についてお答え申し上げます。

まず、（1）の行政文書の削減についてでございますが、配付物の削減を図るため、町から発出する行政情報は、基本、広報りふやホームページ、各種SNSを活用することを徹底しており、削減は進んでいると認識しております。

しかしながら、緊急的に発出する行政情報につきましては、戸別配付用のチラシを作成し、いち早く町民の皆様へ周知しているところでございますので御理解願います。

次に、（2）の専門業者への委託に関する調査についてでございますが、昨年、議員から御提案をいただいております業者への委託の可能性について、既に調査を行ったところ、現行と同様の月2回の配付を行った場合には、約2,000万円と高額な配付費用がかかることが判明いたしました。こちらは現在の費用の2倍となることから、現状での周知方法を継続させていただいております。引き続き、他自治体の事例を参考にしながら、費用対効果も含め調査してまいります。

最後に、（3）のテレビのデジタル放送を利用した周知方法についてでございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、町からの行政情報につきましては、広報りふ、メールやLINEによる行政情報、一斉配信サービス、町のホームページや各種SNSなど、様々なツールを活用し、町民の皆様にお知らせしているところであります。

議員御提案のテレビのデータ放送での周知方法については承知しているところでございます。町といたしましても、データ放送の利用は、ほとんどの御家庭にテレビがあることと考えていることから、瞬時に行政情報を配信することができ、大変有効なサービスであると考えて

おります。既に導入している自治体が県内にも複数あることから、効果や課題についての状況、これは経費を含め、調査してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、省エネ家電製品の買換え促進の補助金は続けていくのかいうことで再質問をしたいと思います。

これ、財源はコロナ禍における地方創生臨時交付金を使っているということは重々承知をしております。令和4年度の決算で1,821万で、今回6月に5年度は補正をかけて902万円新たに出して、これは今月からかな、やるの、募集ね、と思っていますけれども、交付金を利用した形で今までやってきたということなんで、その前に、財源の話はちょっと後にして、これ、今まで過去2回やっていますよね。それで、エアコンと冷蔵庫というふうなものに限定しているんですけれども、省エネ家電ということで、その割合ってどんなもんですか。エアコン何台、冷蔵庫何台ということでもちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

まず、昨年実施しました補助事業のときには、エアコンが161台、冷蔵庫が203台でございました。今年の夏に実施した補助件数につきましては、エアコンが99台、冷蔵庫が77台でございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 随分、予算の割には随分多くの方に利用していただいたんだという率直な感想ですけれども、これ続けていくのかという問いに対しては、国のほうからも財源があれば続けていきたいみたいな、そんな感じの答弁だと思うんですけれども、省エネ家電買換えというのは、町の町民の評判もすごくいい政策だと思いますし、ぜひ続けていっていただきたいと思うわけです。たまたま金があったから、こういった今回買換え促進というメニューをつくって政策的に上げたということだけでは、この大上段に掲げたゼロカーボンシティ宣言の町という意味合いが薄れてしまうんですけれども、その辺の考え方というんですか、金があるからやるというんじゃなくて、ある程度一般財源も踏まえて、年間1,000万程度かかると思うんですけれども、それについて続けていく覚悟というものを当局に求めたいと思うんですけれども、その辺の考えはどうですか。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

まず、昨年実施した補助事業のときには、募集から4日で予算上限が来てしまいまして、そこからの受付はお断りしました。ですが、今回の夏の補助事業の際には、予算額、議員御承知のとおりなんですけれども、そちらに各100台なので合計200台、それを予算化させていただいたところなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、実際の補助が合わせて176件ということで、少し下回った状況もございました。

それと、今月、実は昨日から第3弾の補助事業をスタートさせているんですけれども、昨日の段階で50件ほどやはり申込みがありました。こちら出だしは好調なんですけれども、今後どうなるかというのを経緯は見ていかなきゃいけないなとは思っているところなんですけれども、大変好評であるというのは確かにそのとおりだと思っておりますが、前回、夏の部分で予算額にちょっと満たなかったという部分もありますし、今月の状況もどうなるか、これから受付、最終が13日までですか、そこまで受付期間がありますので、その応募状況も見ながら検討していきたいなと思っております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 今の話だと、2回目は募集件数、予定件数に満たなかった。今現在も募集しているけれども、あまり順調に応募がないということ、要は。その募集件数に満たなかったという、2回目だけでいいや、今3回目は途中だから、2回目何台ぐらいに対して、もう一回、ちょっとよく分かんなかったんで。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） 大変失礼しました。

2回目については各100台です。エアコン100台、冷蔵庫100台ということで予算は組ませていただきましたけれども、実際が99台と77台ですので、若干ちょっと下回っていたというところなんです。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） まあ、町から補助金出したからって、なかなか買換えのサイクルを新たにしようなんていうふうな人はそうそういないと思います。

ただ、最初の、何ていうのかな、補助金の額というのが、エアコンで20万以上は6万で、20万以下は4万円とか、そういう金額だったんですけども、3回目になると、20万以上で5万って1万ぐらい減っちゃったのね。その辺もちょっとあんのかなという気はするんですけども、

いずれにしても、やっぱり買換えサイクルで5万や6万補助金出しますからといっても、ある程度高額品なんで、買い換えようかなという気持ちを促すまでにはちょっといまいち足りないかなという気はするけれども、でも、買い換える人にはえらい助かる話なんです。だから、その辺も含めて今後……さっきの、続けて予算化していかないという話については答えていないよね、きっと。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） 大変失礼しました。

まずは、前回で少し応募者数が少なかったということもありまして、あと、今回どうなるのかなというその状況も見ながら、予算化につきましては、前回、今回と、あとは住民の皆様のお声とか、あとは国の、先ほど町長が答弁させていただいたとおり、国の補助とかも見ながら検討していきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ですから、宣言をした町として、例えば、さっき言ったように、たまたま金があったからこれをやれましたというんじゃなくて、政策的な意味合いを含めればやっぱり継続する必要があると思うんです。例えば、今回、応募に対して応募件数に満たなかったとか、そういうのは瑣末なことで、だから、これを継続的に10年間やっていきますとか、そういうふうな政策的なものを考えられないかという問いなんですけれども。もう一回。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） ありがとうございます。

まず、今回で3回目というところもございまして、確かに買換えサイクルが合うか合わないかというところも、もちろん議員おっしゃるとおりだと思っております。あとは、補助が出るから買換えサイクル少し早めて買換えしようかなという御家庭のところもあるかもしれません。でも、まずはこれ3回目、今回、今月の受付で3回目終わるとい、3回目を実施することになりますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、国の補助、あとは宮城県環境交付金、そちらのほうもございまして、今後について引き続きというのは、ちょっと繰り返しになりますけれども、検討させていただくということと、あとは、エアコンなのか、冷蔵庫なのか、はたまた違う品目なのか、そういったところも含めて前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ぜひ前向きに、金があるからやるとかじゃなくて、政策的な問題だと捉えていますので、その辺はしっかりやってもらいたいなど。来年、何か小淵さんは冷蔵庫を買い換えるそうなので、ぜひ来年もやってもらいたいなど。あと、10年後ぐらいにはうちもエアコン買い換えるから。きっと省エネの性能って今結構進んでいるんだけど、きっとここ10年ぐらいで結構とまっちゃうかなというふうな気持ちも持っています。だって、省エネ、省エネとずっと、性能アップ、性能アップとって、最終的に電力が電力使用ゼロになるということはある得ないから。だから、やっぱり一番ピークのとときに、ある程度補助金を出しながら二酸化炭素排出量というものを削減してくるというものに、この利府町が政策的に貢献できればいいのかなと思っております。

それでは、2番、地中熱を利用した省エネ策を推進すべきではないかということなんですけれども、利府町は、リフノスの建設に当たっては、しっかり地中熱と太陽光パネルを設置しております。地中熱利用で金額的には1億4,300万というふうに、リーフレットというか、案内には出ていましたけれども、これについて1点、日本環境協会の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ということで、このとき7,560万ぐらいの補助金あるんですけども、これって、その地中熱だけなのか、それとも太陽光も含んだ補助金なのか、その辺ちょっと教えてもらいたい。その中で、割合、もし、2つの補助金であればその割合。金額幾らが地中熱で、幾らが太陽光という形でちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

当時の補助につきましては、地中熱のみに補助のほうは出ている状況でございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ということは、町の持ち出しは2,500万だから6,000……まあ、7,000万ぐらいの持ち出しでやっているということかな、大体。確かに初期コストというのは結構かかるんです、これ。だから、なかなか手をつけられないというところではあるんですけども、つけたはいけれども、これの効果、この地中熱利用ってまだそんなに普及はしていないんです。今一番普及しているのは北海道かな。北海道が何しろ一番普及しているんですけども、あつちは冷房よりも暖房で使っているんだね、きっと。そんな形で、今回、我々もそれを補助金をもってつけたということで、この間決算でもあったけれども、地中熱利用状況報告書作成という

業務委託で38万5,000円も出して、その状況、どのぐらい電力削減になったかということがあるので、その辺の結果的なものでいいです、令和4年度の、その辺ちょっと教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

電力量というか、CO₂削減量ですね、そちらのほうで、令和4年度ですと33.7トン、こちらを削減してきている状況でございます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） それだけ。一応事前に言ってあるんだよ。大体どのぐらい、何キロワットぐらい削減できて、金額ベースでアバウトでいいから教えてくれと、聞くからねと言ったんだけど、それ聞いていなかった。用意していないんだったらいいよ。

○議長（鈴木忠美君） 今の質問はリフノスのやつを聞いているんですか。

○12番（高久時男君） そうです。

○議長（鈴木忠美君） リフノスのやつね。

○12番（高久時男君） はい。

○議長（鈴木忠美君） では、教育委員会のほう。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） では、お答えいたします。

こちらで押さえているところもCO₂の削減ということで、従来の施設と比較した場合については、その部分についての削減率は24%というところまでは押さえておりますが、具体的にどのぐらいのワット数とか金額というところは押さえておりませんでしたので、また調べて、分かりましたらお伝えしたいと思います。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 取りあえず、補助金もらったということでその経過報告的なものをしなくちゃいけないですよ。それって、24%とか、そんな単純な話じゃないですよ。そのメリッ的なものを、この補助金出したほうも探ろうとしているところだと思うし、その辺ってそんな単純な報告しないですよ。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをいたします。

このリフノスの地中熱設備については、補助金を活用して設置しているためということで、供用開始後3か月分の実績については環境省への報告が必要であるということで、そのため分

析の業務委託を行って、詳細な数値について分析を現在行っているというところの状況です。
以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 環境省に今3か月と言いました。3年じゃなくて。（「3か月」の声あり）3か月。まあ、求められる報告に関してははしていかなくちゃいけないとは思いますが、ちょっと、何かちょっと疑問残るな、この38万5,000円の業務委託、そうなってくると。

いずれにしても、まだ今、研究段階というわけじゃないけれども、ある程度効果的なものは実証されているんだけど、なかなか進んでいかないんで、いろいろ国のほうも普及促進に向けてやっている段階だと思います。

地中熱って意外と皆さん御存じじゃないんで、どういうものかというものをちょっと言いたいなと思います。

地中熱って、要するに、冬だと井戸の水が温かい、夏だと冷たいという形で、一般的には地下15メートルぐらいまで掘ると、地下の温度は割かし1年を通して安定しているということで、その安定した空気、地中熱を利用して、夏は冷房を例えば15度を基準にしてやれば、例えば、外気温というか、30度だったものを25度に下げるとかというんじゃないんで、15度とか20度ぐらいだから、そんなに電力を使わないでやれるということです。冬場はその逆、暖房にも使える。要するに、そういう形で、1年を通して温度が一定だということで、非常に私は有望なものだと思っております。ただ、今、普及が進んでいないのでコストが高いんです。要するに、量産効果が表れていないということで、一般家庭でやると大体300万から500万ぐらいかかってしまうということです。

一般家庭下まで普及させていくのがなかなか大変なんで、何ていうのかな、そのモデルパターンとして今リフノスなんかもやっているけれども、要するに、公共施設を先行的に利府のほうでそういったものを導入して、PR的な、こういったものもありますよみたいな形のものを広報できればいいのかなと思っているんです。だから、その辺に関して、さっき町長が、個人住宅云々というちょっと話しましたがけれども、個人住宅までやっていこうという考えではないです。あくまでも公共施設に限って、率先してこういった省エネ技術を使ってゼロカーボンに向けて取り組んでいったらどうかということなので、その辺の考え方をもう一度お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

いろいろ御提案、詳しくその内容も説明いただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。

普及がまだまだ進んでいないということでございます。国のほうの資料等々も見ますと、年間、全国で100件程度ということに、まだ普及が低迷しているというような状況が見受けられます。その中でも、やはり公共施設の部分もなかなか普及が進まない。一番は費用対効果の部分もあろうかと思えますけれども、その辺は、やはり今後期待されるゼロカーボンの施策推進に向けて有効な手段の一つかなというふうには捉えておりますので、今後、その辺、調査研究を重ねていながら、公共施設への設置、後づけ、あるいは、これから造る公共施設への導入という部分については、調査研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ぜひ前向きにやってもらいたいなと思っているんですけども。

私も、質問するので、補助金はどんなものがあるのかなと思ってちょっと調べたんですけども、個人のうちのしか出てこないんです。だから、もし、当局のほうで、例えば、公共施設、自治体に対する、自治体のインフラに対しての補助金とかというものをつかんでいたら、ちょっと教えていただきたいなと思っています。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えいたします。

今回の地中熱だけに限って補助を出すですとか、太陽光だけに補助を出すというのは、もう既にそういったものはないというふうに聞いております。

どういったものに出すのかというと、先進的な取組、例えば、役場ですとZEB化とか、個人住宅ですとZEH化とか、そういったところの先進的な取組に対しては補助があるということとは認識しております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） では、やっぱりなかったんだ、公共施設は。ちょっとそういうふうになってくると、国もちょっと及び腰かななんて思っちゃうんですけども、ただ、今うちもいろんな、さっきの車の実証実験じゃないけれども、ある程度効果的なものを見極めている一つの役割、まあ、役割というのかな、それ担っているわけで、その辺もしっかり見ながら、何しろ27年後にゼロカーボンだから。何。なかなか結構大変だと思うんです。全く二酸化炭素を出さない生活ができるかというところでもないし。でも、取りあえず宣言という形で、その意思表

示は利府町はしているもので、やっぱりそれに向けた政策的なものを何か打っていかないと、宣言したけれども何もやっていないんだろという形になってしまうんで、そこは、やっぱり毎年少し若干予算を入れてもやっていったほうがいいのかなとは思いますが。そんな形で進んでもらえばいいかなと思っています。

利府町は、今まで、車で言えばF C V、要するに燃料電池車導入しているし、E Vも少しあるのかな。やっぱり一番ほかに誇れるのは、もう街路灯、防犯灯のL E D化というのを一応成し遂げているわけだし、そういった形でなるべく、C O₂削減で一番手っ取り早いのは、やっぱり発電もあるんだろけれども、消費電力をなるべく抑えるということが一番の課題になってくるかなと思いますので、その辺しっかり進めていっていただければなと思っています。

今現在、さっきの答弁だと、取りあえず町独自でこれをしていきたいとかというものは、まだはっきりしていないというふうな捉え方なただけけれども、やっぱり今言ったように、何かやっていかないと。宣言しちゃったから。年間1,000万ぐらいの予算は確保して、補助金がなくても、一般財源を使ってもやるぐらいのものがないと宣言の意味がないと思いますので、頑張っていたきたいと思っています。

次、行政文書についてですけれども、昨年質問した内容は同じなただけけれども、その過程で、要するに、高齢化が進んでいる中で、なかなか文書配付も、今、町内会に委託しているけれども、なかなかやれることがこれから困難になってくるだろうという前提で、最終的なものは、文書をなるべく取捨選択しながら少なくして、いずれ少なくなったもので業者に委託できればいいのかなと。それ以外のものは、もう少しいろんなツールを使って広報していくということで提案させていただいておりました。

まず、その取捨選択、先ほどの答弁だと、ある程度進んでいるみたいな話ですけれども、現実的に、昨年の6月の質問だから、9月から3月までの文書の配付が前年と比べてどうなのか。部数ね、いい、部数、大体どのぐらい減ったか。その辺、具体的なものがあればちょっと教えてもらいたい。

○議長（鈴木忠美君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（千葉友弥君） お答えさせていただきます。

文書についても、いろんな種類が議員御承知のとおりございます。まず、全戸配付の文書もちろんありますし、一部地区の文書もあります。例えば、しらかし台さんを配付するけれども青葉台さんを配付しないとか、そういったものもあるんですけれども、それは考えから抜い

た上で数のほうをお伝えしますと、令和3年度で合わせて103件、こちらが全戸配付でございます。令和4年度の実績でございますと84件でございますので、20件弱ぐらいは縮減させてきたものと思っております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） なかなか削減難しいなとは思いますが、絶対どうしても周知しなくちゃいけないという情報もあるわけで、それは、その中でなるべくまとめられるものはまとめていってやってもらいたいなと思っております。

先ほどの業者委託の件なんですけれども、大体、町長の答弁だと、今の倍かかるということで2,000万という金額が出されております。これも前回、大体、今、文書配付は町内会のほうに委託してやっているんですけども、恐らくそれもただじゃないから、恐らく1,000万ぐらいかかっているだろうということで、それを業者配付にしたら、恐らく倍から3倍ぐらいかかるんじゃないかなという推測の下に提案させていただいております。この件も、若干金額が増えてもしょうがないかなと、費用的に思っている部分。すぐすぐの話じゃないけれども、思っているんで、この辺はしっかり精査をして進めていっていただきたいなと思っております。

いずれにしても、10年後を考えると結構厳しい状況になってくるのかなと思っておりますので、その辺は、なるべく文書的なもので削減できるものは削減して、まとめられるものはまとめて、どうしても切れないものがあるから、それは紙でやっていくしかないと思いますから、その辺についても、しっかり削減努力と集約のものを進めていって少なくして、最終的には、業者委託の金額をなるべく抑えられるようにやっていっていただきたいなと思っております。この辺は引き続き研究して、続けてやってもらいたいなと思っております。

あと、では、3番目に行きます。

テレビのデジタル放送を利用した周知法は考えていないのかということで、当局のほうも、これに関してはしっかり分かっていると思うんですが、今現在、宮城県でテレビのデジタル放送を使ってやっているのが、一番最初は多賀城で、その次、松島と柴田が入ってきたということです。

何でこれをやったほうがいいんじゃないのと言うのは、多賀城の深谷市長に会ったとき聞いたんですけども、ああいうの一体何ぼでやってんのと聞いたら、月7万円だというんです、月7万円。だから年間としても84万か。意外と低コストで周知できるツールだなと思ったのが一つです。

あともう一つは、今、要するに、SNSとかホームページとかで我々も発信しているんだけど、それって若い人だけなんですよね、やっぱり見るのが、きっと。さっき町長も言っていたけれども、デジタルテレビは今どこにでもあるわけで、まずテレビのないわけではないと思っても間違いはないと思います。ただ、最近若い子は、何かテレビなんか見ないから持っていないという人もいるんだけど、若い人はSNSでやればいいし。デジタルdボタンを押すと、これ東日本放送なんだけど、dボタンを押せば、要するに、地域の情報ということで前はなっていたんだけど、今、地域の回覧板という形に名称が変わってありました。そこで柴田、その町のところをクリックすれば、そこでその情報が出てくるということで、これは使えるな、難しくないから、結構高齢者でも、dボタンを押してちょこちょこっとクリックして自分の町にやればそこで情報が出てくるわけだから、これはパソコン使えない人もやれるなと思ったわけです。金額もそんな高くない。

ということなので、ぜひ、こういったものを使って文書の配付量を少なくしていただきたいと思いますんですけども、重々分かっているとは言うんだけど、そこを何かいまいち踏み込めていないような部分があるんだけど、それは何かな。要するに、障害になっているもの。

○議長（鈴木忠美君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） それでは、再質問にお答えいたします。

今、議員からのお話にもあったとおり、県内では多賀城、松島さん、あと柴田さんのほうで導入がもう済んでいるということで、幾つかまだ検討している自治体もあるように伺っております。今、既に導入をしている自治体さんのほうにも、どんなものなのかということで確認もさせていただいております。金額については、実際には年間99万円ということで伺っております。それで、まだまだ普及はちょっといまいち進まないような状況にはあるということです。

これの効果というものがどのぐらい見られるのかというところがちょっと非常に難しいところもありまして、実際のところ、アクセスした件数ですとかというものについては分からないという、調べようがないということなんです。どういった方々が御覧になっているかというのは、例えば、ホームページとか、SNS等とはまたちょっと違って、件数がちょっとつかめないというところが1つのデメリットといたしますか、その指標としては効果を測るには判断がちょっと難しいところもあるということですが、ただし、町としては、あらゆる情報手段を駆使して町民の皆さんに情報伝達していくということは非常に大事なことだと思いますの

で、こちらのほうは前向きに検討はしていきたいなというふうには考えております。

ちょっと導入時期についてはまだ申し上げられませんが、その辺、本当にテレビを持っていない、見ていないという世帯は、まずほぼほぼ今ないということもありますし、一つの有効な情報手段かなというふうには捉えておりますので、この辺はしっかり検討させていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） 年間99万円のお金がかかるということで、前に深谷市長にも話したときに、7万円と聞いて、おい、安いと言ったら、いや、うちは最初だからこの金額ですけども、後からやったらもっと上がるかもしれませんと言われたから、そんなの口聞いてくれよとかという話はしたんですけども、いずれ大体10万ぐらい、月10万ぐらいかなというふうな予測はしておりました。それから見ると99万だから、またそういうふうになっているし、いいのかなということですよ。

今の話で、アクセス数が把握できない。これは、要するに、ホームページとか、そういった内容じゃないんで、それはどうしようもないんだけど、まず行政文書、行政文書というのはちょっとあれだな、配付文書の中で、やっぱりランクがあると思うんです、ランク。要するに、重要度のランクというのがあって。だってそうでしょう。一番ランク低い回覧なんていうのは、見ても見なくてもいいような、まあ、それまで言ったら語弊あるけれども、でも、きっとだから回覧で済ませている部分がある。それ以外の分野だと、各戸配付の文書でチラシ関係、チラシみたいなやつを結構回している。本当に重要で、必ずこの人に届けなくちゃいけないというものは、町としたって郵送でやっているでしょう。だから、行政情報の伝達にしても、やっぱり重要度のランクってあるはずですよ。そのランクのなるべく差し障りのないような、極端なこと言っちゃったら、見なくても大丈夫かなぐらいのものは、でも、行政として、取りあえずこれは周知したというものを残さないとか、そういうものをやっぱりこういったものに入れていけばいいのかなと思っています。だから、その辺も、情報の重要度の取捨選択をしながら、やはり使えるツールを使って、その一番適切なもので、なるべく労力がかかなくて、お金もかからないでというものをやっぱり選んでやってほしいなと思っています。その辺に関して、もう一回見解を述べてください。

○議長（鈴木忠美君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） しっかり検討させていただきます。以上です。（「では、これで終

わります」の声あり)

○議長（鈴木忠美君） 以上で12番 高久時男君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。再開は13時ちょうどとします。

午前11時43分 休憩

午後12時57分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 小渕洋一郎君の一般質問の発言を許します。小渕洋一郎君。

〔11番 小渕洋一郎君 登壇〕

○11番（小渕洋一郎君） 会派虹、11番の小渕洋一郎でございます。

初めに、4年ぶりに利府町議会のこの壇上に立たせてくださった町民の皆様に感謝申し上げます。今後、私は、選挙公約で掲げた利府を魅力ある町へを具現化するため、子育てしやすい町、高齢者に優しい町、生活しやすい町、安全安心な町をテーマとして、一般質問という形で議会で議論して、少しでも前に進めてまいりたいと考えております。

それでは、今回通告しております利府町議会選挙の改善について及び本町の産後ケア事業についての2点について質問いたします。

利府町議会議員選挙の改善について。

成り手不足の地方議会議員と言われている昨今、今年の8月27日に執行の利府町議会議員選挙は、今回から議員定数が18議席から2名削減され16議席になりました。この16議席に対して、現職12名、元職1名、新人9名の22名で戦っております。利府町議会議員選挙史上まれに見る激戦でありました。これは、今までの利府町の議会及び議員の活動状況を見てきた若者が、利府町をよくしたい、町のために頑張りたいと思う気持ちの表れと私は捉えております。

しかし、同時期に執行された近隣自治体の選挙を見れば、各自治体の投票率は、塩竈市42.2%、多賀城市41.17%、七ヶ浜町45.52%、大郷町67.33%で、利府町は近隣自治体の中で最低の38.28%でありました。この投票率から見て、果たして民意が反映されているか疑問を感じる次第です。

アメリカ陸軍の訓練から生まれました検証手法アフターアクションレビュー、通称AARと言いますが、これを取り入れ、利府町の選挙管理の在り方をあらゆる角度で検証して、次の選挙に反映すべきと考えますので、以下について当局に伺います。

- (1) 近隣自治体の投票率と比較して本町の投票率が低かった要因を如何に捉えているか。
- (2) 選挙における啓発活動を十分行ったか。
- (3) 投票管理（期日前投票、投票所、投票所等の案内）は、適切であったか。
- (4) 主権者教育を拡充すべきと思うがどうか。
- (5) 公営の手続きを簡略化すべきと思うがどうか。
- (6) 候補者事前説明会で、選挙活動（街宣活動）における注意すべき事項についても説明すべきと思うがどうか。

2になります。

本町の産後ケア事業について。

少子化対策は、待ったなしの我が国の喫緊の課題です。安心して子供を出産して、安心して育てられる環境をつくることは、行政の使命と考えております。

利府町は、子育て支援の先進地として宮城県内でも上位に当たると思っておりましたが、9月6日水曜日のNHKてれまさむねの報道で、仙台市の助産院で出産した利府町在住の母親が、その助産院で産後ケアを継続して受けようとしたところ、仙台市では利府町の産後ケアの補助制度が利用できなかった。自己負担が大きくなることから、仙台市のある助産院での産後ケアを断念したと悲しいニュースが流れました。そのことについて、以下について当局に伺います。

- (1) 9月6日水曜日の報道を当局はどう内容を把握しているか。
- (2) 本町の産後ケア事業は、どうなっているか。
- (3) 報道に対して本町は、どの様な対応を取ったか。
- (4) 本町の産後ケア事業を拡大して行く考えはあるか。

以上について、お願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局答弁願います。

1の利府町議会議員選挙の改善については、選挙管理委員会事務局長、2番目の本町の産後ケア事業については、町長。

初めに、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） 11番 小淵洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の利府町議会議員選挙の改善についてお答え申し上げます。

まず、(1)の近隣自治体の投票率と比較して本町の投票率が低かった要因についてでございますが、議員御指摘のとおり、本町の投票率は近隣自治体と比べて低く、この結果について

は重く受け止めております。他自治体と比較し、地域性や若年層の割合など、様々な要因が関係しているものと思われませんが、具体的な要因を特定するまでには至っておりません。

次に、（２）の選挙における啓発活動の実施についてでございますが、本町では、広報りふや町のホームページ、行政情報一斉配信サービスによる情報発信に加え、明るい選挙推進協議会の協力の下、町内各所へのぼり旗を設置したほか、駅前においてPR物資を配付するなど、様々な啓発活動を実施しております。今後も、有権者の皆様が選挙への関心を高め、投票率向上につながる施策を検討してまいります。

次に、（３）の投票管理についてでございますが、昨年の参議院議員通常選挙からイオンモール新利府南館を第２期日前投票所として増設しており、投票の利便性向上に取り組んでおります。また、当日の投票所運営においても、各施設管理者と投票従事者が連携を図りながら、来場者が投票を円滑に行うことができるよう案内表示や誘導を徹底するなど、公正な選挙の執行に向け、投票管理に万全を期しております。

次に、（４）の主権者教育の拡充についてでございますが、本町では、主権者教育の推進を図るため、町内の各小中学校に対して選挙をテーマにした出前講座の呼びかけを行っております。昨年度は小学校３校で実施しており、今年度も小学校３校での実施を予定しております。この出前講座を通して、子供たちへ選挙の歴史や重要性を伝えるとともに、模擬投票等も併せて体験していただいております。また、選挙期間中には、小学生の皆さんにも選挙を身近に感じてもらえるよう、親子で投票へGOを継続して実施しているところです。

町といたしましても、主権者教育は大変重要なものと認識しており、今後も拡充を図ってまいります。

次に、（５）の選挙公営の手續の簡略化についてでございますが、町議会議員選挙における選挙公営につきましては、今回の選挙が初めての実施となりましたが、手續の流れや提出書類については、宮城県の実例を参考にできるだけ簡便なものとなるよう考慮しております。しかしながら、公費を支出する性質上、公費負担の決定に当たっては厳正な書類審査等も必要となるため、書類作成や提出などの手續が一部煩雑に感じられることもあるかと思いますが、御理解いただきますようお願いいたします。

最後に、（６）の候補者事前説明会での街宣活動に係る注意事項の説明についてでございますが、今回の町議会議員選挙において、初めて立候補される方が多かったこともあり、主に立候補の届出書類等について説明させていただいた経緯がございます。また、説明会において詳

細までお伝えすることができない部分もありましたので、今後は、議員御指摘の街宣活動についても、より分かりやすい説明となるよう工夫を凝らし、立候補者が円滑に選挙活動に取り組むことができる一助となるよう努めてまいります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 小淵洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の本町の産後ケア事業についてお答え申し上げます。

まず、（1）の9月6日の報道内容を把握しているかについてでございますが、議員と同様に、当日のテレビ放送にて内容を把握したところでございます。

次に、（2）の本町の産後ケア事業についてでございますが、令和3年度から事業を開始しており、助産師等の専門職が自宅へ訪問する居宅訪問型と産後ケア施設に来所してケアを受けるデイサービス型を実施しているところでございます。現在は、町内に1か所、塩釜・多賀城地区に4か所の計5か所の施設を個別に契約を結んでおり、利用者が施設を選択できる内容となっております。

事業内容としましては、出産後1年未満の母子を対象に、母親への産後ケアとして、身体的な回復の支援や授乳指導、乳房ケア、傾聴等の心理的支援などや新生児及び乳児の体重測定などを行い、発育や発達の相談などを行っております。

次に、（3）の報道に対する本町の対応についてでございますが、本町では、先ほども申し上げたとおり、仙台市以外の4か所で既に産後ケアを実施しておりますが、番組の中で、利府町は仙台市内の施設と契約なしというテロップが流されたことで、町民から、産後ケアを実施していないのかという意見が町へ寄せられました。そのような意見があったことについて、NHK仙台放送局に対し、誤解を招くような報道は避けていただくようお願いしたところでございます。また、あわせて、今後子育て支援について特集する場合には、事前に町への取材をお願いするとともに、本町の子育て支援事業についても取り上げていただけるよう積極的な働きかけを行っております。

最後に、（4）の本町の産後ケア事業を拡大していく考えはあるかについてでございますが、令和4年度の産後ケアの実績は、居宅訪問型、デイサービス型ともに増加の傾向にあります。現在、出産後の母親のケアのため町内の施設と協議を進めており、今後、宿泊型の事業拡大を支援、仙台市内の施設でも利用できるよう契約先の拡大を図っているところでございます。

また、県内の産後ケア事業については、実施の有無やサービス内容に地域格差があることが

課題となっていることから、宮城県に対し、県内全ての施設で利用できるよう要望しているところでは。

今後も、子育て家庭の不安解消のため、充実したサービスの提供を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） それでは、順次再質問をしてまいります。

投票率を捉えて、過去、数人の議員が一般質問をしております。様々な要因が関係していると思うが、具体的な要因を特定に至っていないとの答弁でありました。私、小渕は、より一層踏み込んで問題点を洗い出したいと思います。

再質問は（2）から、選挙における啓発活動から始めていきます。

（2）啓発活動について。

私は、議員になる前の平成27年6月まで、長年、第10投票区の投票管理者を務めておりました。そして、明るい選挙推進員として活動しておりましたので、啓発活動については、選挙管理委員会がいろいろな施策を講じていることを承知しております。

そこで、質問いたします。

①啓発活動の一環となる選挙公報の作成について。

今回、選挙公報の作成は告示日の22日。立候補者の受付を締め切ってから印刷を開始して、各行政区へ配付まで2日かかり、24日となっております。これは、選挙管理委員会が最短で配付できるように全力で取り組んでの配付です。花園地区の場合、行政区長から各丁目の庶務係へ、各庶務係から各班長へ、そして各班長は10ないし16件の家庭に配付いたします。全戸に配付するのに1ないし2日かかるという時間を要します。今回の選挙で、班によっては投票日前日の土曜日、最悪の場合、投票日の朝に配付されたケースもありました。

選挙公報は、有権者が候補者を選ぶための判断となる重要なものです。立候補者の締切りの告示日から印刷、全戸配付に物理的に3日以上かかるのであれば、町長選挙、町議会議員選挙のように、5日間という短い期間の選挙については告示日の前に締切りを実施して、告示日には全戸に配付できるようにすれば今回のような問題は発生しないと私は考えます。利府町として、法的に問題があれば法改正して、立候補者の締切りを2日ないし3日前にすることはできないでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局回答をお願いします。選挙管理委員会事務局

長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

選挙公報の配付がもう少し早められないかと。そのためには、立候補の締切りを二、三日前倒しできないかという御質問でございます。

選挙公報につきましては、議員おっしゃるとおり、事務局といたしましては、立候補届出の締切りから最短の期間で配付できるよう調整して、今回のように22日に配付させていただいたところでございます。

立候補の締切りの前倒しについてでございますが、公職選挙法第33条第5項第5号の規定によりまして、少なくとも5日前に告示をしなければならない。町議会議員選挙もしくは町長選ですね、5日前までに少なくとも告示ということが定められてございます。立候補届出を提出いただいて、直ちにその日のうちに告示ということになりますが、この公選法の趣旨、少なくとも5日前の趣旨につきましては、選挙運動期間、これを各選挙の種類によって、例えば、長いものと知事選挙につきましては少なくとも17日前、それから指定都市以外の市、塩竈市だったり多賀城市だったり、そういった市議会議員や市長選挙については少なくとも7日間といったことで、具体的な日数についても公職選挙法で定められてございます。これは、法の趣旨といたしまして、選挙運動期間、これを長く助長することは選挙運動の費用、選挙全体の費用という面から考えても適当ではないということで、この期間、少なくとも何日間というのは定められているものでございます。この公職選挙法の規定によりまして、利府町においても法に準じ、5日前の告示日としております。

ただし、特別な事情がある場合には、その前倒しについても可能ということも公選法で記載してございます。その特別な事情……大変失礼しました。失礼しました。特別な事情というのは、申し訳ございません、記載ございません。

先ほどの公選法の趣旨によりまして、少なくとも5日前と定められておりますので、この5日前については今後とも、選挙公報の日程的には大分厳しいものになりますが、そのとおりの法どおりの日程で行いたいと考えてございます。

なお、選挙公報の配付について、今、御指摘いただいたとおり、花園町内会等々で、今回、前日や当日にやっと届くといった事例が確認されましたので、今月、宮城県議会議員選挙が予定されてございますが、今回から新聞への折り込みということでやり方を見直して対応するというので今進めております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 今の答弁では、選挙期間が長くなるというような答弁でありましたけれども、告示日は5日間です。告示してから選挙運動期間は5日間。その立候補者の締切りを2日もしくは3日前に締め切って、そして、それから告示日を待つということを私は言ったんですけれども、そこいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） 通例、立候補の届出、これがまとまり次第、直ちに告示をするということで行ってございます。立候補の届出を早くいただいて、そこから何日間か空けての告示というのは、公選法の趣旨からしても望ましくはないものと考えてございますので、あくまでも立候補の届出の締切日イコール告示ということと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） こういう問題点が出ているということ、やはり県ないし国のほうに上げて、やはり法改正してやるべきなのかなと思います。

次にちょっと入りたいと思いますけれども、先ほど新聞の折り込みを使うということをおっしゃいましたが、新聞は何社を使うわけでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） 河北新報、朝日新聞といった主要な新聞社のほか、スポーツ新聞等も網羅できるよう最大限今調整中ですので、具体的に何社というのはお答えできませんけれども、最大限可能な限り多くの新聞社のほうに依頼をする予定でございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 現在、新聞というものは、かなり購読者が減っているというのが現状でございます。新聞に折り込んだから全家庭、全戸に配られるというわけではないと私は考えます。

私が思っているのは、郵便局で扱っているタウンプラスは全戸に配付しますし、また、結構早くできます。そここのところ、新聞の折り込み等の料金との兼ね合いもあると思いますけれども、やはりそういう全部を網羅するやり方でいかないと、うちには来なかったという問題が出ると思いますので、再検討してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） 今回、そういったほかの輸送手段、郵送手段につい

でも検討して、まずは、経費的にも十分可能と思われる新聞の折り込みにしようというところに至っているところでございます。

確かに、議員おっしゃるとおり、新聞の購読率、概算で40%から50%ぐらいだそうです。でするので、半分ぐらいの方には新聞折り込みが届かないということにはなりますが、ホームページ等々でも、立候補届出終わりましたして告示し次第、直ちにアップしますので、ホームページを御覧になれる方はホームページで御覧をいただく。あと、それもかなわない方については、各公共施設、役場はじめ、リフノス、福祉センター等々、公共施設には直ちに、印刷上がり次第、配付、配置したいと考えておりますので、そういったところで、大変お手数でありますけれども、御覧いただく。それもかなわない方につきましては、個別に選挙管理委員会事務局のほうに御連絡をいただいて、個別に選挙管理委員会のほうで対応したいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） ちょっと突っ込み過ぎるかもしれませんが、そういうやり方をしていたら、本当に全員が見られないというふうに私は感じますので、そのやり方ももう少し工夫していただきたいと思います。

では、ちょっと次に参りたいと思いますけれども、②の期日前投票の啓発活動について、移りたいと思います。

期日前投票は、選挙の回数を重ねるごとに投票率が向上しております。しかし、従来からある不在者投票と期日前投票は同じものだと思っている方がいまだにおります。不在者投票は、投票日に投票できない理由を厳格にしつこく聞かれて、手続も時間を要しました。しかし、期日前投票は軽易にできる。自分の都合のよい日に行き、投票日に投票できない理由についても大幅に緩和されているというのが現状でございます。期日前投票が軽易にできることを、選挙管理委員会としてもっと全面的にPRすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、期日前投票の投票率は伸びている状況でございます。当日に投票できない理由、以前の不在者投票のように厳格なものというものもなく、そういった予定があれば前もって期日前投票でできるということで、大分緩和されている経過もでございます。

町のほうといたしましても、期日前投票の利便性については承知しているところでございま

して、昨年度、イオンの南館のほうに第2期日前投票所を開設させていただいてございます。また、広報紙等でも、先日の町議選でもですけれども、イオンの期日前投票所も増設していますよということでPRには努めているところでございますが、今、議員おっしゃるとおり、なお一層PRに努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） ホームページ等の啓発等もありますけれども、やはり期日前投票については、直接目に入るチラシ等でしっかり、やりやすいんですよ、簡単にできる投票ですよということを全面的にアピールして進んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） チラシのほう、期日前に限ったものではありませんが、選挙全体のお知らせということで毎回全戸配付させていただいております。その中で期日前投票についても、こういったことで便利にできますよということで、一層PRのほうをしていきたいと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、③に移ります。

選挙啓発広報車を巡回させておりますけれども、どのようなメッセージを流しておりますか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） 町内を回らせていただいている広報車のメッセージ内容でございますが、要点のみちょっと申し上げ……（「全部言っていたいて」の声あり）全部のほうがいいですか。2種類ございまして、期日前投票期間中のものが1つ、それから、投票当日のものが1つとございます。

期日前投票のものにつきましては、読み上げますと、こちらは利府町選挙管理委員会です。8月27日は利府町議会議員選挙の投票日です。投票日には忘れずに投票しましょう。投票日に投票できない方は、8月26日までの間に期日前投票をしましょう。

それから、もう一つ、当日でございますが、こちらは利府町選挙管理委員会です。今日は利府町議会議員選挙の投票日です。投票時間は午後8時までです。忘れずに投票しましょう。こちらは利府町選挙管理委員会です。今日は利府町議会議員選挙の投票日です。投票はもうお済みですか。お済みでない方は早めに投票しましょう。

以上の内容となっております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 町議会議員選挙、そして町長選挙以外の利府町の投票率を見ると、令和3年衆議院議員選挙で57.1%、宮城県知事選挙で57.8%、昨年の参議院議員選挙で51.8%でありました。いずれもまあまあの投票率で推移しております。

投票率が30%台という町長選挙、町議会議員選挙は、町民にとって最も身近な選挙です。今言われたメッセージであれば、日にちしか言っていないとしか取れなかったんですけども、やはりそのメッセージに一味加えて、町長選挙は私たちの住む町、利府町の未来を決める選挙ですとか、町議会議員選挙は私たちの声を届けてくれる選挙ですといったような工夫も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

議員おっしゃる、そういった身近な選挙ということでございますので、大変そういったPRは重要かと思えます。広報紙なりSNSのほうでは、そういったところ、国政選挙とか知事選とはちょっと違うんだよというところはPRはしていたつもりであります。この広報車については、確かにそういったところには触れてございませんでした。今後そういったことも、選挙の種類に応じて、よりPRできるような内容を検討させていただきたいと思えます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、（3）の投票管理について。

昨年、参議院選挙から始まったイオンモール新利府南館における期日前投票所の開設は、選挙管理委員会の前向きな姿勢がうかがえます。今回の利府町議会議員選挙でもイオンモール新利府南館に期日前投票所を開設しましたが、投票時間が午後1時から午後7時でした。なぜ投票開始時間が午後1時からだったのか、理由をお答えください。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

まず、イオンの期日前投票所、投票率の向上に寄与するのかどうかという点も見極めたいということもございまして、本格運用ということではなく、まずは試験的に実施するということもございました。それから、午前中、役場のほうでは8時半からやっているわけで、あと、終わる時間についても午後8時までということで、始まりと終わりを短縮した形で試験的にやらせていただいた経緯はございます。

イオンのほう、やはり効果は高いようでして、時間当たりの投票者数については交流館を上回る数も出ておりますので、今回の10月の県議会議員選挙から投票時間のほうを町民交流館とほぼ同様にしまして、10時半から夜は8時まで、20時までということで考えてございます。

なお、8時半からできない理由につきましては、イオンのほうのどうしても開店時間の絡みがありまして、それから、我々が立ち入ることができるのも10時以降しかちょっと立ち入れないというのもありまして、一番、最大限早い時間で10時半からということで考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 投票開始時間については、イオン開店の時間に合わせて今後やっていただきたいと思います。

では、続きまして、投票所について。

町内には14か所の投票所がございます。これらの投票所の中で、選挙管理委員会として把握している分かりづらい投票所、駐車場のない投票所は幾つありますか、お答えください。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） まず、分かりづらい投票所でございますが、選挙管理委員会のほうに意見が寄せられている投票所といたしましては、先ほど申し上げた新しいイオンの期日前投票所、こちらのちょっと館内での場所が分かりづらいという意見は数件いただいております。あと、それ以外の当日の14投票所につきましては、特に分かりづらいという意見は寄せられてはございません。

それから、駐車場がない投票所でございますが、町内の14投票所、それから期日前投票所の中で駐車場がないところといたしましては、花園の投票所ですね、花園二丁目集会所、こちら1か所と把握してございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 私がちょっと調べたんですけども、第8投票区青葉台1丁目の集会所、沢乙地区の方には分からない、団地内にあるため駐車場がないと言われております。また、答弁であった第10投票区花園2丁目の投票所も、同じく団地内にあつて駐車場がない、また皆の丘の町内会の人によると花園の集会所なので分からないという声が聞こえてきました。

共通の問題点があります。遠いので車で行くしかない。でも、駐車場がないから、これでは投票する気持ちが薄れてしまいます。今回の県議会議員選挙には間に合いませんが、投票所の見直しを行うべきだと思います。駐車場があつて誰もが行きやすい場所に変更することを望みます。

す。

私が考えている第8投票区は保健福祉センター、第10投票区は利府幼稚園へ変更することを提案します。利府幼稚園は、かつて花園町内会の総会で使ったり、また、敬老祝賀会の会場として使わせていただいたことがございます。投票日が日曜日なために休園ですから、会場として使用することは可能だと考えます。いずれも分かりやすく、駐車場もあります。有権者が行きやすい投票所と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

現在の14投票所についてでございますが、いろいろな地区において、そういった投票区の見直し再編であったり、あと投票所の見直し、そういったものが積み重ねられてきた歴史がございます。現在の形となっているのは平成17年度からと承知しております。平成17年度から約20年近くたっているという状況でございます。

沢乙地区について保健福祉センターのほうへ、あと花園地区、皆の丘のほうですか、利府幼稚園のほうということで今御意見をいただきましたが、そういった御意見のほうは受け止めたと思います。これまで約20年間同じ投票所で、中にはそういった分かりづらいという御意見もあるのかなとは今お聞きして思いますが、基本的には、大きな支障というのは生じていないのかなというふうに認識はしてございます。

ただ、そういった少なくともあっても意見があるということでございますので、今いただいた地区、それから、その周辺も含めて、どういった形が投票しやすい投票所になるのかといったことについて、今後とも慎重に検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 今の答弁の中で、大きく支障はないと、もう20年やってきているんだからと言われましたけれども、駐車場がないこと自体が大きな問題だと私は思います。第10投票区についてはほとんど路上駐車です。また、青葉台の投票区についても同じような問題が出ていると思いますので、よく検討されて改善を図っていただきたいと思っております。

では、次に、各投票区における投票格差についてお尋ねいたします。

地域については、それぞれ特徴、特性があるのを承知しております。過去に遡って各投票区の投票率を調べたところ、第5投票区野中一部、二部、第3投票区菅谷一部、二部が低い投票率になっております。選挙管理委員会として、投票率の低い投票区に対して何らかの対策を講

じたことがございますか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

投票区別の投票率につきましては毎回集計してございますので、今、議員おっしゃられた数字についてはこちらでも持ち合わせております。ただし、その地区別に投票率を上げるための何かしら具体的な施策や取組といったものは、今まで実施してはございません。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） なかなか難しいことかなとは思いますが、行政区長会議等で投票率向上の協力を呼びかけるとか、また、投票率の低い野中一部、野中二部、菅谷一部、菅谷二部の行政区長さんのところに行って、選挙管理委員会が行って、出向いて、投票率が下がっているのでは何か御協力をお願いしますというようなことをやる。また、選挙前の期日前、また、選挙の投票日に広報車を回しているのであれば、重点的にその地区にも回ってみるといような施策があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

今御提案のありました行政区長へのお声がけ、そういった状況にあるということは、行政区長さんのほうにも周知のほうを今後していきたいと思っております。

それから、広報車、町内全域一応回ってございますが、なかなか全部回るのでちょっと目いっぱいというところもあるんですけども、今いただいた御意見も踏まえまして、可能な範囲で重点的に回れるようであれば回りたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） ちょっと次の題に変わりたいと思います。

投票時間についてです。

ちょっと逆行的な話かとも思われますけれども、長年投票管理者をしていて感じたことがございます。現在20時までの投票時間が、果たして投票率の向上のために効果が出ているのか疑問を感じております。以前は18時で締め切っておりました。投票締め切って18時、それ以降2時間というのはすごい長い時間だと私は思っておりました。利府町の過去の選挙で19時から20時までの投票率を調べたところ、投票された総数、全投票数の僅か1.36%から1.57%と、かなり少ないことが明確となっております。

公職選挙法の中で、投票時間は午前7時から午後8時までと定められておりますが、投票に支障を来さない特別な理由があれば、市町村選管の判断で4時間まで繰り上げることが可能であると言われております。利府町長選挙、利府町議会議員選挙の投票時間を、現在の20時から19時へ繰り上げる考えはございませんか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

投票所の開閉時間につきましては、公職選挙法で規定がございます。午前7時に開き、午後8時に閉じると原則定められてございます。ただし、選挙人の投票へ支障を来さない認められるような特別な事情がある場合に限り、議員御提案の投票閉鎖時間の繰上げ、こういったものも認められるということも併記してございます。

19時から20時の投票率でございますが、今、議員さんから1.36から1.57の間といただきましたが、私もこの1時間の投票率、ちょっと議会議員選挙の調べてはいたんですけども、すみません、私が調べたところだと、今回とあと過去3回、直近の3回調べますと、一番低くて3.44%、一番高いのが今回でありまして4.1%となっております、ちょっと今の議員さんの数値と大分差があるので、なかなかちょっと議論が難しいところではありますが、まず、この4%前後ということであれば、投票率としてはそれほど低いとまではちょっと言い切れない数値なのかなということで認識してございます。

ほかの自治体において繰上げしている例というものもあるというのも、もちろん存じ上げてございます。この公職選挙法の支障がないという範囲で繰上げが可能かどうか、そこについては、引き続きこれからも検討は続けてまいりたいとは思いますが、慎重に検討していけたらと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） ちょっと局長が調べた数と私の数が乖離しておりましたけれども、支障のないところを考慮して、検討して、時短繰上げをやっていくべきかと考えます。

投票日における投票時間の短縮については、開票開始時間を20時に、19時に締め切った場合には開票時間20時から、1時間後にはできますので、開票従事者の負担も軽減されます。また、当局の半数近くの職員が投票事務に引き続き、引き続きですよ、開票作業に従事しているということも承知しております。長時間の勤務になります。そして、夜半遅くまでやらなければいけない。そうなってくると開票ミスも発生してくるわけですから、やはりミスの発生を防ぐた

めにも、やはりそのところを検討しておくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） おっしゃるとおり、長時間になって、また、投票事務から開票事務へと続く職員もごさいます。そういった開票の際、ミスにつながるリスクも高まるということもあるかと思えます。今御意見いただきました件に関しては、引き続き、先ほどの答弁と重複しますが、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、（4）の主権者教育に移ります。

今回の答弁のほか、熊谷町長の投稿記事、投票率向上への基礎自治体の試みを拝見いたしました。町が、学童、生徒に対して、選挙に関わるいろいろな施策を講じていることも確認しております。

私が考えることは、この主権者教育が学校間で格差を生じさせてはいけません。また、同学年で各クラス間の格差を生じてはならないと考えます。教育委員会として、各小学校、中学校に対して、主権者教育に関わる町としての指針を示しておりますか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

小中学校における主権者教育についてということでございますけれども、各学校では教育課程の中で、この場合については、小学校においては、小学6年生のほうで選挙に関する部分が1時間分だけ指導計画ということで文科省からのものも含めて設定されております。その中で6年生に対する、まあ、選挙といっても市民の声が反映できるんだというような内容ですが、そういうことで定めてございます。中学校については、公民、3年生の内容になりますが、同じように指導計画、単元としては23時間ありますが、その中の7時間ぐらい、選挙に関わる部分ということでは主権者教育に関わっての時間が定めてあります。ですので、そこに従って指導をしているという状況でございますので、あとは、格差がないようにということでは、やはり学校ですので、楽しく、よく分かる授業ということで、工夫してほしいということは伝えてあります。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 主権者教育は、学童、生徒が、選挙の重要性を理解する未来への投資と考え、教育指針を示すことにより各小学校、中学校における主権者教育の標準化が図られる

と考えますので、検討していただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

重複になりますけれども、その辺も含めまして計画がありますので、あとは、どのように分かりやすくその内容が伝わるかというところを、こちらからこういうふうにしてほしいということの指示というか、そういうことは言えるかと思っておりますので、その辺は引き続きやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、次に移ります。

（1）の公営手続の簡略化について。

今回の選挙から、供託金を納め、選挙公報制度により公費でポスター、ビラ、選挙カーに関わる経費の負担が軽減されました。大変助かりました。その反面、公営に関わる提出書類が多く、書類作成、提出に関わる時間を多く費やす結果となっております。

今回の手続の中で、ポスター、ビラ、燃料に関わる確認書を選挙管理委員会が発行して、候補者から業者に提出する行為がございます。果たして必要な行為だったのでしょうか。契約書と作成証明書で確認できると思いますが、確認書を省略する考えはございませんか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、一部煩雑だったり、お手間をおかけした部分はあるかと思っております。

ただし、こちらにも重複にはなりますが、やはり公費を支出するという性格上、当然、不平等はあってはいけないということもございます。それを我々選挙管理委員会も厳しくチェック、監視しないといけないということもございます。こういった意味から、今御指摘のありましたポスターとビラ、あと燃料代、こちらに関しては、その発注先であったり、あとビラ、ポスターに当たってはその仕様ですね、ものの仕様のレベルによっても単価というものが大きく異なってくるという点もありまして、その確認書という一手間増えるんですけども、そういったものも書類を3者で、立候補される方、それから請け負った業者さん、それから町の選管、この3者で厳密にその書類というものの正当性といいますか、を確認しないといけないということで、その確認書のやり取りをしていただいているという状況にございますので、このやり取

りの省略というのはちょっと事務手続上は難しいものと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 今回の答弁が正しいのかちょっとあれなんですけれども、県の事例とか、あと他市町村の事例を研究されて、簡素化できるものであればしていただきたいと。たしか私が4年前に県議会議員選挙に出たときには、確認書は提出しておりませんでした。

では、ちょっと題を変えまして、燃料代の公営について、ある候補者、これ実際には高久議員なんですけれども、書類手続が煩雑となるという理由で燃料の公営手続をしなかったと伺っております。また、町内のガソリンスタンドも、この手続が煩雑なために、給油できるガソリンスタンドはごく限られた店舗しかございません。町として一般競争入札等を行い、町とガソリンスタンドが契約して候補者が利用できるガソリンスタンドを指定すれば、各候補者が個々にガソリンスタンドと契約することなく、指定されたガソリンスタンドで軽易に給油できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

町なり選挙管理委員会で、例えば、町内のガソリンスタンドですか、一般競争入札なりで店舗を指定すれば手続が楽になるんじゃないかということでございます。

確かに一部、今お聞きしました内容、ガソリンスタンドによっては、手続が煩雑なので、うちではちょっとその契約できませんということは確かにお聞きしております。ただし、限られた店舗を指定するということを果たして選挙管理委員会なりがすること、これは選挙全体の公平公正な在り方と考えたときに、果たしてそれが正しいやり方なのかということについては少し疑問もございます。そのガソリンスタンドのいろいろ事情というのも多々あるかと思っておりますので、そういった指定という形でなく、何か少し手続を緩和できる方策がないかどうか、そういったところでちょっと検討させていただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、（2）の候補者事前説明会での選挙活動（街宣活動）については、よい答弁をいただきましたので省略いたします。

2、本町の産後ケア事業について。

9月6日のNHKてれまさむねを御覧になった方々は、利府町は全く産後ケアについて援助

していない、利府町は遅れていると感じたことと思います。私は、てれまさむねの放送には誤解があったと感じております。

本町の産後ケアの補助制度は、利府町が助産院と事前に契約を締結して町から補助金を助産院に支払うシステムになっているため、契約している助産院でなければ利用できないデメリットがございます。町が助産院に補助金を支払うのではなく、利用者が助成金を還元してもらう償還型にする方法もあると考えます。産後ケアを希望する母親は、一旦助産院に費用の全額を支払い、利府町に利用した旨を申告または申請を行い、補助金を受け取るやり方です。町が個々に助産院と契約する必要もなく、産後ケアを希望する母親はどこかの助産院でも利用できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、償還払いに関しましては、サービス拡大、充実につきましては有効な手段と考えます。こちらにつきましては、導入について前向きに検討していきたいと思っております。

また、議員御指摘のとおり、全額施設のほうにお支払いをした後、領収書等を持って窓口のほうに来ていただくというふうな形になりますと二度手間になる可能性がございますので、契約できるのところとは契約をしながら、窓口でお支払いだけで済むような形も継続してやっていけるようにしていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 両構えでやっていただけるということでもありますけれども、この償還型であれば結構速やかにできるのかなと考えます。仙台市内のどこの助産院でも利用できるのではないかと考えますので、実施できることを追求していただきたいと考えます。

今回、利府町議会議員選挙の改善について及び本町の産後ケア事業について一般質問を行いました。再質問を出しませんでした。投票率の向上のために、有権者の投票所への輸送とか、また、移動投票所といった施策もありますので、今後検討することもよいと考えます。

国政選挙では投票率50%を超えている反面、利府町議会議員選挙の38%という現状から、いかに利府町議会への関心が低いことが理解できます。私たち議員もこの現象を真摯に受け止め、町民が町議会に興味を持っていただけるよう、また、議員の活動状況が分かってもらえるように、議会の可視化を図ることが必要ではないかと感じております。

産後ケアについては、利府町は子育ての先進地でございます。産後ケアのよしあしで母親が

次のお子さんを諦めてしまうことが絶対にならないように、しっかりとケアしていただきたい。これがやはり少子化対策の一環と捉えますので、利府町として知恵を絞って、利用者が使いやすい工夫をしていただきたいと思います。

最後に、熊谷町長に総括した答弁をいただきたく思います。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 小渕議員の総括に対する評価。全く、小渕さんの選挙を体験されて手続とかプロセスというのは、私なんかは選対組んで事務方に全部やってもらっているのがほとんどなので、ちょっと見えていなかった部分が非常に多かった。今日聞いていて、すごく、ああ、そうなんだなというところを改めて感じました。そういった事務的な手続で簡易化、簡素化できて、候補者の皆さんがそういった事務、雑務に煩わされずに、町民の皆様、有権者の皆様のほうにより一層時間が割けるようにということは、選挙公報についてもそうですが、真摯に受け止めて、改善できるところはしっかりと改善してまいりたいと思っておりますし、小渕さん多分言いづらかったと思うんですけども、私の選挙のときも非常に投票率が低くて、私、何でかなとやっぱりずっと考えたんです。やっぱり、1つは候補者の魅力が本当に足りないんだなど。最近よく芸能界では推し活なんていう話も出ていますけれども、私も、いろんな人に推し活されるような魅力ある候補者にならなきゃいけないなど。それが、ひいては投票率がアップしてくることなんじゃないかなということは、本当に自戒を込めて反省しておるところでございますので、これも、私も投票率を上げるために、向上させるために、自ら修練を重ねて取り組んでまいりたいなと思っておりますし、産後ケアについては、小渕議員も御案内だと思うんですけども、あの番組の内容、すぐ抗議しました。ただ、あの番組の内容の最後は、宮城県が遅れているということの最終的な結論で報道されておりましたので、私は利府町がその、何か表現は悪いんですけども、かませ犬じゃないんですけども、そういうところに使われてしまったのかなというちょっと悔しさもありましたので、すぐ抗議をさせていただいた次第でございます。いずれにせよ、重大な御指摘をいただきましたので、しっかりと改善するべきところは改善して、町民サービスがより向上していくように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（鈴木忠美君） 以上で11番 小渕洋一郎君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は定刻より会議を開きますので、御参集願います。

御苦労様でした。

午後2時02分 散 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和5年10月3日

議 長

署名議員

署名議員